

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|----------|-------------------------|--|
| 許認可等の内容 | | 道路管理者以外の物が行う工事の承認 |
| 根拠法令及び条項 | | 道路法第24条 |
| 所管部課係名 | | インフラ整備部道路管理課管理係 |
| 審査基準 | 関係条項 | |
| | 基準 (未設定の場合はその理由) | <p>【根拠条文】 道路法 (道路管理者以外の者の行う工事) 第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二條の二まで、第四十八條の十九第一項又は第四十八條の二十二第一項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更) |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 1週間 |
| | 設定等年月日 | 平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更) |